

平成30年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成30年9月7日（金）

議事日程（第4号）

平成30年9月7日午前10時開議

日程第 1 報告第10号及び報告第11号

日程第 2 議案質疑 議案第53号ないし議案第77号

本日の会議に付した事件

日程第 1 報告第10号及び報告第11号（質疑）

日程第 2 議案質疑 議案第53号ないし議案第77号（一括上程）

出席議員

12番	成井小太郎	議長	11番	高星勝幸	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	4番	諏訪一則	議員
5番	藤田謙二	議員	6番	深谷涉	議員
7番	平山晶邦	議員	8番	益子慎哉	議員
9番	菊池伸也	議員	10番	深谷秀峰	議員
13番	茅根猛	議員	14番	川又照雄	議員
15番	後藤守	議員	16番	黒沢義久	議員
17番	高木将	議員	18番	宇野隆子	議員

説明のため出席した者

大久保太一	市長	宮田達夫	副市長
石川八千代	教育長	加瀬智明	政策推進室理事
西野千里	総務部長	綿引誠二	企画部長
鈴木淳	市民生活部長	岡部光洋	保健福祉部長
武藤範幸	農政部長	小瀧孝男	商工観光部長
真中剛	建設部長	根本康弘	会計管理者
江尻伸彦	上下水道部長	宇野智明	消防長
生天目忍	教育部長	弓野政人	農業委員会事務局長
柴田道彰	秘書課長	根本勝則	総務課長
江幡治	監査委員		

事務局職員出席者

笹川雅之 事務局長
鴨志田智宏 次長兼議事係長
小林博則 総務係長

午前10時開議

○成井小太郎議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は18名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○成井小太郎議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 報告第10号及び報告第11号

○成井小太郎議長 日程第1，報告第10号平成29年度決算に基づく健全化判断比率の報告について、報告第11号平成29年度決算に基づく資金不足比率の報告について、以上2件を一括議題といたします。

○成井小太郎議長 これより質疑を行います。質疑の通告がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

報告第10号，報告第11号については、報告事項になっておりますので、以上をもって終了といたします。

日程第2 議案質疑 議案第53号ないし議案第77号

○成井小太郎議長 次，日程第2，議案質疑を行います。

議案第53号から議案第77号まで，以上25件を一括議題とし，通告順に発言を許します。

○成井小太郎議長 18番宇野隆子議員の発言を許します。18番宇野隆子議員。

[18番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○18番（宇野隆子議員） おはようございます。日本共産党の宇野隆子です。

私は，議案第53号常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例の制定について，議案第54号常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例及び常陸太田市企業等立地促進条例の特例を定める条例の制定について，議案第57号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定について，及び議案第71号平成30年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号）についての4件の議案について質疑を行います。

まず，議案第53号です。

これは、資料も配付されておりますけれども、今回、このような条例が、提案理由にありますような、再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と維持管理を促すことにより、本市の恵まれた自然環境の保全を図るとともに良好な居住環境を維持するため、本条例を制定するということでありまして、今後、環境に優しい安全な再生可能エネルギーの促進が、この条例に基づいて進められることを期待するところでありまして、この中で、20ページの第26条関係の手数料ですが、許可申請、そして変更許可申請と、それぞれ太陽光発電設備、風力発電設備、バイオマス発電設備と、1件の料金が挙げられておりますけれども、この料金について何を基準に設定されたのか、これを1点伺いたいと思います。

次に、議案第54号常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例及び常陸太田市企業等立地促進条例の特例を定める条例の制定についてです。

これも議案説明の際に資料が出されておりますけれども、資料をもとに質疑をさせていただきますが、課税免除期間、それから立地奨励金、雇用奨励金と、それぞれ現行3年間を特例として5年間に拡大されておりますけれども、この特例、特段の優遇制度にした理由について伺いたいと思います。

次に、議案第57号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定についてです。65ページになります。

現在は、今年の4月から直営で運営されておりますけれども、その前はクリーンエースさんが5年間という指定期間のもとで運営をされていたわけですが、この事業者のほうから指定取り消し申し出がありました。直営ということで現在、4月から5カ月間、12月までということになっておりますけれども、そういうことがありましたので、今回の指定管理については、選定委員会でも特に慎重に審査をされたのではないかと考えております。

2点伺いたいと思いますが、1点目は、応募団体数が3団体あったと。資料も配付されておりますので、主な実績、あるいは選定の理由など、おおよそわかるわけですが、15名で構成されている選定委員会による審査の結果、今回の日本スポーツ振興協会を選定した理由について伺いたいと思います。

2点目に、今後の西山研修所の管理運営ですけれども、人員の配置なども含めて、本来の目的である青少年の健全育成や施設の利用促進を図る上で、大変課題も多いと思います。5カ月間の市直営の中でも、新たに認識されたことなどがあるのではないのかと思いますけれども、今後の課題についてどのように考えられたのか。また、指定管理者となる団体への指導、援助という部分について伺いたいと思います。

次に、議案第71号平成30年度常陸太田市一般会計補正予算について、8点ほど伺いたいと思います。

まず、歳出ですけれども、14ページ上段にあります15節工事請負費2,258万3,000円、すいふこども園整備工事ということで、来年4月からの開園に向けてフェンス等の工事というような説明がありましたが、広いグラウンドの整備ということで、今後、園庭になりまして、園児たちが安全に園生活が送れるような、そういう整備は必要なことだと思っております。この園整

備工事の概要について伺いたいと思います。

2点目に、16ページ、3目農業振興費19節負担金、補助及び交付金、この中で2点伺いたいと思います。

鳥獣被害防止総合対策整備事業費400万4,000円、これは県が2分の1、市が2分の1で進められる事業ですけれども、鳥獣被害防止ですので、これまでも出ておりますくりわなの購入費ということになるかと思いますが、前年度よりも予算規模も大きくなっておりますけれども、この事業の内訳について伺いたいと思います。

3点目に、有害鳥獣等被害防止対策事業費1,015万円、これについても積算根拠を伺いたいと思います。

次、4点目ですけれども、17ページに移ります。2目商工振興費13節委託料、この中の企業紹介用パンフレット作成委託料、及びその下にあります、5点目として、ふるさと起業・創業支援業務委託料205万1,000円、これらの企業案内あるいはガイドブック作成など、どのような物をどのように活用して商工の振興を図るのか伺いたいと思います。

次に、4目観光費13節委託料、インバウンド受入拡大推進事業委託料1,939万4,000円、県が2分の1、市が2分の1という事業ですけれども、6月の議会でもインバウンド受入推進事業は出ていたと思いますが、若干事業内容は変わるものの、それに関連した事業だとは思ってすけれども、この事業の委託先、そして事業の目的及びその効果について伺いたいと思います。

次のページに移りまして、1目都市計画総務費15節工事請負費、用排水路工事ですけれども、これについても議案の説明はございましたが、工事の概要について伺いたいと思います。

最後に、8点目になりますが、9款教育費4目体育施設費にあります15節工事請負費1億1,986万4,000円、施設改修工事ということであります。この1億1,986万4,000円は当初予算に上げられなかったのかという思いもありますが、この中で、山吹運動公園の駐車場の整備等と説明がありましたけれども、その説明の中に障害者席を作るといようなご説明もありました。野球場の障害者席を設置するための改修内容及び工期について伺いたいと思います。

以上で1回目の質疑を終わります。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○鈴木淳市民生活部長 議案第53号常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例の制定についてに係るご質問にお答えいたします。

本条例は本市の恵まれた自然環境の保全と良好な居住環境の維持を目的に制定するものでございまして、既に制定された県内外の自治体の条例を参考とさせていただきました。ご質問の許可申請等に係る手数料の設定根拠でございますが、多くの申請により職員が現地確認等を行うなど、事務処理量が多く見込まれるため、手数料の納付を求めるものでございます。手数料を課す自治体の状況を見ますと、都市計画条例における開発許可に係る手数料を引用し、最高で48万円と高額な許可申請手数料を課す自治体もございました。本市の手数料につきましては、条例の趣旨・目的等が類似しております常陸太田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の手数料を参考として制定したものでございます。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 続きまして、商工観光部関係のご質問にお答えします。

初めに、議案書53ページ、議案第54号常陸太田市固定資産税の課税免除に関する条例及び常陸太田市企業等立地促進条例の特例を定める条例の制定についてにおける、条例第3条から第5条までの特段の優遇制度としました理由についてお答えします。

本条例は現在、立地企業を募集しております東部地区土地区画整理事業計画地に出店の検討をしている企業へ、本計画地への魅力を感じていただいて、早期の企業誘致を成功させるために実施するものでございます。市が平成27年度に実施しました市民アンケートの結果において、転出、転居を考える方の理由として、60.5%の方から買い物や飲食店等のお店が少ないとの回答が寄せられております。現在、市民が市外で消費されている市民所得を、市内の地域循環に戻すよう、あわせて市民の働く場所を確保する取り組みが急務となっております。

これらの課題対応としまして、東部地区土地区画整理事業計画地において奨励措置を受けるための要件である投下資本額を、通常の「1億円を超えるもの」から「5,000万円を超えるもの」に緩和いたしましたほか、3年間としている課税免除及び奨励金の対象期間を5年間に延長し、出店企業のランニングコストを軽減することで、当該計画地の魅力をさらに向上させるものでございます。

また、これらの優遇措置は平成37年3月31日までに用地を取得、営業を開始した企業に限定して適用とすることで、早期の企業誘致を図るものでございます。

次に、議案第71号平成30年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号）における、予算書17ページ、6款1項2目商工振興費及び4目観光費における13節委託料についての3点のご質問にお答えします。

まず、1点目の企業紹介用パンフレット作成委託料についてでございますが、この事業は市内の企業の人材確保が急務でありますことから、掲載を希望する企業全てを掲載するパンフレットとして作成するもので、主に高校生などの新卒者向けに企業を紹介し、企業の事業の内容のほか、企業で働く先輩社員へのインタビュー記事を掲載することで、就職を控える若者が市内企業で働く自分を具体的にイメージできるよう、市内の企業で働く魅力が伝わる内容にと考えております。

今年度は2,000部を作成し、高校や成人式等において配布することで、市内立地企業の認知度を高め、人手不足が深刻となっている市内企業の人材確保の支援を図るものでございます。

次に、2点目のふるさと起業・創業支援業務委託料についてでございますが、この事業は、国の地方創生推進交付金を活用しまして、これまで本市が進めてきた定住支援に加え、UIJターン者に向けた起業創業のサポート体制をPRすることで、本市での起業を促し、本市の少子化、人口減少対策に寄与するものでございます。

本年度は、本市に移住して起業することに魅力を感じてもらえるよう、本市のさまざまな起業に関する支援制度や、移住支援策、子育て支援策を一括して紹介できるガイドブックや動画を作成し、次年度に計画しております都内での起業創業にかかわる相談会や、市内視察ツアーにおいて活用するなど、プロモーション機能の強化を図るものでございます。

これら2つの事業を活用し、市内企業の雇用やU I J ターン者の起業創業を支援することにより、市内商工業の振興及び少子化、人口減少対策に寄与してまいりたいと考えております。

3点目の、インバウンド受入拡大推進事業委託料についてでございますが、本事業につきましては、県の県北地域活力創造プロジェクト事業において、本市の提案事業が採択されましたことから実施する事業でございますが、事業の実施につきましては、常陸太田市観光物産協会に業務委託をと考えております。事業の目的、効果についてですが、台湾から茨城空港へのチャーター便の定期便化により、本県へ流入する台湾等からの外国人観光客増に伴う受け入れ体制を整備するとともに、海外メディア等との連携したプロモーション活動により誘客促進を図るものでございます。

主な事業の内容としましては、受け入れ体制の整備といたしまして、外国人旅行者の利便性向上のためのモバイルW i - F i ルーター無料レンタルサービスや小型翻訳機のレンタルサービスとして479万3,000円、VR・ARを活用した土産品の開発及び制作費として507万6,000円、竜神バンジーを活用した誘客強化の整備としまして270万円、外国人旅行者の消費額増加を図るため、水府物産センター内の1階売店や2階レストランレジにクレジットカード決済及びスマートフォン決済端末の導入費用として30万円等を計上してございます。また、海外メディア等と連携した動画配信等の誘客プロモーション活動として500万円を計上してございます。

これらの事業によりまして、外国人旅行者の誘客を図るとともに、受け入れ体制の整備を行うことで交流人口の拡大、地域経済の活性化、観光消費の拡大等の効果促進を図っていくものでございます。

○成井小太郎議長 総務部長。

○西野千里総務部長 議案第57号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定についてのご質問で、日本スポーツ振興協会を選定した理由についてお答えをいたします。

指定管理者の選定につきましては、指定管理者選定委員会におきまして、施設の利用者の平等な利用が確保されるものであるのか、施設の効果が最大限に発揮されるものであるか、さらには、施設の管理を安定して行う人員、資産、その他経営の規模及び能力を有し、または確保できる見込みがあるのかなどの5項目につきまして審査基準を設け、それぞれの基準につきまして5段階の評価を行い、各項目の評価に基づいた総合得点の結果等を踏まえ選定をするものでございます。

今回の選定におきましては、日本スポーツ振興協会を高く評価した点といたしまして、まず、現在つくば市や笠間市、古河市、牛久市など、県内の運動公園など13施設の指定管理を行ってございます。特に、西山研修所と類似施設でございます茨城県立県西生涯学習センターの指定管理を行っておりますことから、宿泊、研修等のソフト事業を伴う施設の指定管理実績を有している点につきまして高く評価をいたしました。また、安定して事業運営を行うことができるかという視点からも審査を行ってございまして、同法人における過去3年間の経営状況、財務状況に問題はなく、良好な事業運営が行われてございます。また、指定管理実績に基づいた体験学習の開催や、当該協会の有する幅広い人脈、ネットワークを活用しての充実した各種研修等の実施に加

えまして、スポーツ関連施設との連携により、県内外からの合宿あるいは大会等を誘致するなど、具体的な提案が示されておりますことから、新たな事業展開による施設の利用促進と交流人口の拡大が十分に期待できるものと評価をいたしました。

以上のような各項目の評価結果に基づきます総合得点において、応募のありました3団体の中で日本スポーツ振興協会が最も高い得点となったこと、及び当該団体の管理実績に基づきますノウハウを活用した施設の管理運営が期待できることを理由として、選定委員会におきまして選定をいたしましたものでございます。

○成井小太郎議長 教育部長。

○生天目忍教育部長 教育委員会関係の2点のご質問にお答えいたします。

初めに、議案第57号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定についての職員の配置なども含め、青少年の健全育成や施設の利用促進についてのご質問にお答えいたします。

西山研修所における青少年の健全育成につきましては、引き続き、設置目的に則した地域支援を活用した共同生活、訓練等を通して、青少年の豊かな人間形成を図ってまいります。

4月から8月まで直営で運営をしてまいりました中で、今後、少子化の影響による利用者の減少が懸念されますことから、当該予定者のこれまでの実績に基づく企画力を取り入れ、新風を吹き込ませることが必要だと考えております。特に、利用者のニーズに対応し、施設の特性を生かした魅力ある研修などのメニュー提供や、市内のスポーツ施設や観光施設等との連携を図ることが重要であります。さらに、本市の各小中学校の児童生徒はもとより、高校、大学、企業等との活動の場として、県内外からの集客が見込める事業等を展開できるよう協議、指導してまいります。そうすることにより、新規利用者やリピーターの獲得による施設の利用促進及び交流人口の拡大が図られるものと考えております。

また、従業員の配置につきましては、施設の管理運営を安心・安全に実施するための人員確保に努めてまいります。

続きまして、議案第71号平成30年度一般会計補正予算（第4号）の予算書21ページ、9款6項4目15節の施設改修工事請負費の1億1,986万4,000円のうち、山吹運動公園野球場の障害者用の席を設置する工事の内容と工期についてのご質問にお答えいたします。

現在、山吹運動公園野球場に障害者専用観客席が設置されていないことから、1塁側ベンチ脇の芝生席の一部を改修し、車椅子のまま入退場ができるバリアフリー観客席を整備するものでございます。改修の内容といたしましては、芝生席の土を除去し、床面をコンクリート舗装とし、外側から出入り口を設けます。さらに、ファウルボール対策として、観客席を囲う防球柵を設置いたします。観客席部分の面積は約40平方メートルを確保し、10台ほどの車椅子がゆったりと入れるスペースとなります。工期につきましては、来年3月完成の予定です。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

○岡部光洋保健福祉部長 議案第71号平成30年度常陸太田市一般会計補正予算（第4号）におけます14ページ3款2項2目15節、すいふこども園の整備工事の概要についてお答えいたします。

今回、補正計上いたしました工事請負費につきましては、旧山田小学校へのすいふこども園整備に係る外構工事として、おおむね整備のポイントといたしまして4点となっております。

1点目は、グラウンドの外周、およそ270メートルでございますけれども、こちらのほうに固定フェンスを取り付ける工事として、園児の安全性を確保するため整備するものでございます。

2点目は、保護者及び来園者用の駐車場を整備するものでございます。保護者や園児が利用しやすいように、園舎により近い位置であるグラウンドの一部を使用しまして30台分の駐車スペースとして整備を行います。なお、安全性に配慮し、園庭と駐車場は固定フェンスにより仕切ることとしまして、夜でも安全に利用できるよう街灯の設置もいたします。

3点目は、駐車場から園舎までのスロープの整備をするものでございます。整備予定の駐車場と園舎敷地は高低差がありますことから、保護者と園児がスムーズに移動できるようにするための整備となります。

4点目は、駐車場までの敷地内通路の拡幅等整備となります。現行、旧山田小学校から山田公民館までの進入路がございますが、この進入路の拡幅を行い、車両がすれ違えるような幅員を確保するものでございます。あわせて、雨水対策としてU字溝の敷設を行うものとなっております。

○成井小太郎議長 農政部長。

○武藤範幸農政部長 同じく、議案第71号平成30年度常陸太田市一般会計補正予算(第4号)16ページ、5款1項3目農業振興費19節補助金の説明欄の4行目、鳥獣被害防止総合対策整備事業費400万4,000円に係るご質問にお答えいたします。

本事業は、イノシシを捕獲するためのくくりわなを購入するための事業で、6月に県の補助事業の交付決定がされ、補正計上するものでございます。400万4,000円の内訳でございますが、1基あたり2万2,000円のくくりわなを182基購入するものでございます。

続きまして、同じく説明欄6行目、有害鳥獣等被害防止対策事業費1,015万円に係るご質問にお答えいたします。

イノシシ肉の出荷制限の継続に伴うもので、福島第一原発事故による放射能汚染の影響で捕獲が減少することにより、農作物への被害が拡大することを防止するため、11月15日から3月末までの狩猟期間中にイノシシを捕獲し、食用などの用に供せず焼却処分を行った者に対して助成をするもので、積算根拠でございますが、60キロ未満のイノシシ1頭当たり1万円が820頭、60キロ以上のイノシシ1頭当たり1万5,000円が130頭をそれぞれ見込み、合計で950頭分を見込んだものでございます。

○成井小太郎議長 建設部長。

○真中剛建設部長 同じく、議案第71号補正予算書の18ページの上段、都市計画総務費15節工事請負費の用排水路工事の概要についてお答えいたします。

内容としましては、東部土地区画整理事業に関連する準備工事的なものでございます。当初は、この区画整理に関連します当用排水路工事は、平成31年度の着工を考慮しておりましたが、今年度におきまして、5月20日、7月22日に開催いたしました計2回の説明会の状況や、さらに

は6月中旬から7月初旬にかけて、全地権者を対象としました今後の土地利用の意向調査などを個別ヒアリング形式で実施しましたところ、早期の事業化を望む声が多かったことなど、事業化への合意形成が得られる見通しが具体的に見えてきたところから、造成工事の準備工であります当工事を前倒しし、今年度の補正予算として提案させていただくものでございます。

具体的な内容としましては、地区外から地区内に接続する農業用水排水路埋設管の切り直し、一部撤去などがございます。当地区内には国道349号バイパスを横断して、東側から農業用水として地下埋設形式によるパイプライン管などが敷設してございます。これらの機能は、造成や盛土工を行った後は不要なものとなることや、さらには、地区内に接続された管が地区外のエリアのものと連結したまま盛土工事などを行いますと、周辺の田畑の既設埋設管に影響が出てしまうことが憂慮されるためもあり、当工事を行うものでございます。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 2回目の質疑をいたします。

議案第53号再生可能エネルギー関係の手数料については、常陸太田市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例をもとにということでありましたけれども、通常、残土条例とっておりますが、さらに伺いますと、残土条例を参考にした、これに準じたのはなぜなのか。これについて伺いたいと思います。

また、資料をいただきましたところ、現在、県内各地で制定されているのが、笠間、つくば、石岡市等々8自治体ありますけれども、ここの自治体を幾つか私も見てみたんですが、手数料そのものは無料となっております。県内の状況を参考のために伺いたいと思います。

次に、議案第54号ですけれども、先ほどご説明をいただきましたが、この奨励期間というのが、新たに特例ということで5年設けられましたけれども、大体、県内の商業都市で5年という期間を設けているところがあるのかどうか。その辺を伺いたいと思います。

それともう1点は、例えばこの課税免除をした場合、この条例を見ますと、対象外の部分も、都市計画税といったものも課税免除ということで、税金は一切かからないということになるかと思っておりますけれども、この中で、例えば、指定業種として市長が定めるものということで衣料品店、紳士服・子ども服店とありますが、隣の那珂市のバイパスにある紳士服の店舗は、駐車場も含めて大体店舗の面積が常陸太田市でも変わらないかと思うんですけれども、どのぐらいの年間税額になるのか。その辺も参考までに伺わせていただきたいと思います。

議案第57号公の施設に係る指定管理者の指定についてですけれども、先ほどご説明いただきまして、審査基準が5点ある中で、適正な人員配置も審査の基準に挙げられておりますが、教育部長からも説明をいただいた人員の配置については、現在、クリーンエースさんのときから引き継いで17名のパートさんがいるかと思っておりますけれども、今度新たに指定管理を受けたNPO法人が、これまでの方をまた新たに採用するのかどうか。そのことを伺いたいと思います。

次に、議案第71号の一般会計補正予算について何点か伺いたいと思います。16ページの3目農業振興費の中の鳥獣被害防止総合対策整備事業費400万4,000円ということでご説明いただきまして、これは1基2万2,000円のくくりわなを180基と。これまでのくくりわな

ですと5,500円から5,700円あたりだと思ったんですけども、今回のくくりわなはこれまでのくくりわなとは違う。価格も違うことですから、もっと性能がいい物を購入するのでしょうか。この1基2万2,000円のくくりわなですけれども、どういう物を購入するのか。その点について伺いたいと思います。

商工振興費、17ページですけれども、この13節委託料、ふるさと起業・創業支援業務委託料については3カ年の事業だと思いますが、そうしますと、32年度末で事業がどこまで到達するのか。事業を最終的にどこまでやるのか。そのあたりを伺えればと思います。

4目観光費13節委託料、インバウンド受入拡大推進事業委託料ということで、この中の説明で動画配信500万円というのがあったと思うんですけども、1,939万4,000円の中の一部ですが、この動画配信500万円の中身をもうちょっと具体的にご説明をいただきたいと思います。

以上で2回目の質疑を終わります。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。市民生活部長。

○鈴木淳市民生活部長 議案第53号常陸太田市再生可能エネルギー発電設備の適正な設置と地域環境の保全に関する条例の制定についての2回目のご質問にお答えいたします。

まず最初に、どうして残土条例のほうを参考としたのかということでございますけれども、先ほどご答弁したとおり、今回の手数料につきましては、この条例におきまして、現地確認等さまざまな事務処理が多く見込まれるために手数料を求めるものでございますけれども、その業務の内容が同じ担当課で行っております残土条例の事務と似通っておりますので、そこを参考にしたところでございます。

2点目の、県内の状況はということでございますが、県内の条例制定は8団体でございまして、県内には手数料を徴収する条例はございません。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 2回目のご質問にお答えします。

1点目の、県内市町村で商業施設における5年間という特段の優遇措置をしている事例はあるのかというご質問でございますが、課税免除につきましては、東日本大震災において一定の被害が生じた区域を対象とした「東日本大震災復興特別区域法」に基づいて、課税免除期間を5年間としている13市町村がございますが、その中で水戸市が商業地域に該当してございます。また、大子町におきまして、独自に区域を指定して5年間の課税免除を行っている例がございます。

もう1点の、近隣の紳士服店等の課税免除額についてのご質問でございますが、土地、建物とも出店企業が取得、整備した場合でございますが、近隣に立地している紳士服店の立地規模、敷地面積が3,600平方メートル、店舗面積が600平方メートル程度の場合、課税免除額は年額250万円程度になると見込んでございます。

3点目の、プロモーション活動として500万円を計上したがもう少し具体的にということでございますけれども、海外、特に先ほど申し上げましたとおり、台湾を含めた韓国、中国におきましては、動画やSNS等を見ている方が多数ございまして、そういった情報から観光について

の情報を得て、日本各地に参っているということでございます。そういった中で、現地メディアと動画について、外国の目線での動画を作りまして、そういった配信をしまいたいと考えております。

○成井小太郎議長 教育部長。

○生天目忍教育部長 議案第57号常陸太田市公の施設に係る指定管理者の指定についての2回目のご質問にお答えいたします。

募集要項の中の業務仕様書にもうたってございますけれども、従業員の雇用については、西山研修所の円滑な運営を継続するため、地域の青少年健全育成活動等に精通する者など、地元雇用を優先して考えていただくとともに、現在雇用している職員の再雇用にも配慮していただけるよう調整してまいります。

○成井小太郎議長 農政部長。

○武藤範幸農政部長 議案第71号平成30年度補正予算(第4号)鳥獣被害防止総合対策整備事業費のくくりわなに係る再度のご質問にお答えいたします。

今までのわなは、1基5,545円でしたが、1頭捕まえるとわなが壊れ、捕獲隊員が自ら補修しながら使っていたという経過がございます。今回選定したわなの特徴でございますが、本体が壊れにくく、一部の消耗品を取りかえるだけで繰り返し使用でき、かつ、絞り金具が従来品と比較し2倍の速さで絞り、捕獲効率が高い物となっております。この1基2万2,000円のくくりわなにつきましては、捕獲隊と協議、調整し、これにしていくとしているところでございます。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 ふるさと起業・創業支援業務委託料において3カ年においてどこまでを目標にしているのかという質問に対して、洩れていましたので付け加えます。

まち・ひと・しごと戦略におきましてKPIを設定しております。達成目標は年間5人を目標としておりますけれども、それらを後押しするために年間5人程度を確保したいと考えております。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番(宇野隆子議員) 議案第53号について3回目の質問を行います。

20ページ、第26条関係の手数料について伺ってきたわけですが、先ほど残土条例に準じたということで、1つは事務量、それと現地確認ということになりますと、この発電出力が、太陽光でいいますと、50キロワット未満、それから50キロワット以上2,000キロワット未満、もう1つが2,000キロワット以上ということで3通りありますけれども、確かに出力が大きいものの現地確認となりますと、規模の小さいものよりは時間的にはかかるということになりますが、面積が広がるだけの現地確認では、ある程度容量によって時間的には変わってくるとは思うんですけれども、事務量そのものはどうなのかと思うんです。確かに、これを見ますと、事業者の提出する書類というのは非常に多いんですね。ほかの土浦市あたりを見ましたけれども、そこよりも多いんです。21ページの条例施行規則第6条に事業計画事前協議書の添付図書とい

うことで18出ておまして、その他に「市長が必要と定める図書」というようなことで、確かに添付書類の数も多いですし、これを一つ一つチェックしていくというところでの事務量は、容量が大きい小さいにかかわらず、変わらないのではないかととも思いますけれども、県内の条例を作った8市に比べますと、手数料の額が少し高いのではないかと。先ほど説明がありましたけれども、ほかの8市は条例の中で手数料をとっていないということから鑑みますと、どうなのかということになります。例えば建築確認なども、その床面積の大きいところと小さいところでは料金の設定も変わってきてはいますけれども、もう少しこの手数料についてはきちんと検討をしてあげるべきではないのかなと思うんですが、県内の無料のところは参考にはしなかったんですか。この点について伺いたいと思います。

議案第57号の西山研修所の指定管理関係ですけれども、再雇用も求めているということでありますけれども、これまでの方が、しっかり西山研修所の事業を支えてきているというようなお話を伺っておりますので、ぜひ今働いている方が雇用されるようにさらなるお力添えをお願いいたします。

18ページの都市計画総務費の東部土地区画整理事業の中で、組合の設立ですけれども、これは来年7月というような説明を前に伺ったことがあったと思うんですが、この点については変わりなく進められているのかどうか伺いたいと思います。

以上で3回目の質疑を終わります。

○成井小太郎議長 市民生活部長。

○鈴木淳市民生活部長 議案第53号の3回目のご質問にお答えいたします。

この手数料につきましては、まず最初の条例を作る段階で手数料をどうするのかという議論の中で、県内外の条例を参考にしまして徴収するということを決め、徴収するに当たってどのくらいの金額にするかというのを、先ほど言いましたとおり、県内の市町村では手数料を設定しておりませんので、県外の手数を設定している条例を参考にさせていただきました。1回目のご答弁でも述べましたとおり、隣の栃木県で一番、設定している市町村が多くございますけれども、その設定としては都市計画条例の開発行為に伴う条文を引用しているということで、面積で設定しておりまして、多いところで、10段階で500平方メートル以下から10万平方メートル超ということで、11万2,000円から42万円とか、最高で48万円とかという手数料の額がございました。本市の場合には、本市の都市計画条例を引用するというのもございますけれども、そこまでは手数料的にはどうかということで、先ほどから申し上げましたとおり、事務の内容が類似しています残土条例のほうの手数を参考にしたところでございます。

○成井小太郎議長 以上で質疑を終結いたします。

○成井小太郎議長 お諮りいたします。

議案第61号から議案第70号まで、以上10件については、15人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第61号から議案第70号まで、以上10件については、15人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

○成井小太郎議長 お諮りいたします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の規定により、森山一政議員、小室信隆議員、菊池勝美議員、諏訪一則議員、藤田謙二議員、深谷涉議員、平山晶邦議員、益子慎哉議員、菊池伸也議員、深谷秀峰議員、高星勝幸議員、川又照雄議員、黒沢義久議員、高木将議員、宇野隆子議員、以上15名を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました15人を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

この際、委員会条例第8条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

互選されるまでの間、暫時休憩といたします。

午前11時04分休憩

午前11時11分再開

○成井小太郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま休憩中に開催されました委員会において、委員長及び副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

委員長、菊池伸也議員、副委員長、深谷涉議員。

以上であります。

○成井小太郎議長 次に、議案第53号から議案第60号並びに議案第71号から議案第77号まで、以上15件については、お手元に配布してあります議案等委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

○成井小太郎議長 以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は、9月19日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時11分散会